

第十二回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第十一号

昭和二十六年十一月七日(水曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長代理 理事奥村又十郎君

理事小山 長規君 理事西村 直己君

理事内藤 友明君 理事淺香 忠雄君

有田 二郎君 大上 司君

川野 芳滿君 佐久間 徹君

島村 一郎君 清水 逸平君

高岡 松吉君 塚田十一郎君

苦米地英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 荒木萬壽夫君

宮腰 喜助君 上林與市郎君

松尾トシ子君 高田 富之君

深澤 義守君 中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官(主 佐藤 一郎君

計局法規課長) 河野 通一君

大蔵事務官 (銀行局長) 委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(銀行局長) 大蔵事務官(銀行局長)

同月六日

金庫、手提金庫に対する物品税廃止

に関する陳情書(東京都中央区西八

丁堀二丁目五番地全国金庫業連合協

議会議長佐川簡飯次外一名(第四八

六号)

海外抑留者留守家族援護のため未復

員者給与法改正等に関する陳情書

(海外抑留同胞救出国民運動九州フ

ロツク会長崎県本部会長岡本直行)

(第四九五号)

勤勞所得者に対する所得税軽減に関

する陳情書(小倉市議會議長平岩廣

治(第五〇〇号)

在外資産補償に関する陳情書(三重

県阿山郡和歌町二千二百四十九番地

松山哲雄(第五〇二号)

林業税制改正に関する陳情書(石川

県石川郡白糸村桑島森林組合長山口

新十郎(第五〇五号)

酒、たばこの還付税制度に関する陳

情書(兵庫県議會議長細見達蔵外七

名(第五一一号)

家具に対する物品税廃止に関する陳

情書(飯田市飯田下伊那家具協力会

小野寺卯太郎外一名(第五三四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日本輸出銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五号)

○農林委員長代理 これより會議を開

きます。

○農林委員長代理 これより會議を開

きます。

○農林委員長代理 これより會議を開

きます。

○農林委員長代理 これより會議を開

きます。

○農林委員長代理 これより會議を開

きます。

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案を議題としたしまして、前會に引

続き質疑を継続いたします。

○三宅(問)委員 私は一昨日も、公庫

の總裁がおいでになりましたから二、

三質疑をいたしましたのでありますが、時

間の關係上中途でやめておきましたの

で、さらにお伺い申し上げたいと思ひ

ます。

總裁にお尋ねいたしましたのは、国

民金融公庫というものは中小企業者、

零細なる商工業者の渴望の的であるこ

とは申すまでもないのであります。こ

れに対します總裁のお答えによります

と、前は申込みに対して一五

％、いわゆる二割五分しか貸していな

かった。本年も二割五分は貸していな

くなるだろう、こういうことではありま

するが、私も前會も御質問申し上げ

たのであります、中小企業の中に

は、その性質上帳簿などが完備してい

ないものもあるわけでございまして、そ

ういうものに対してございまして、そ

ういうものはその状態等によりましては、

ある程度まで認めて貸してやらなけれ

ばならぬと思うのであります。そうい

うものにつきまして、もちろん部下を

監督せられて整備せられておるとは存

じますが、私はなるべくその業を助長

さして、日本の再建に努力せしめたい

と思うのであります。もう一度恐れ入

りますが、その貸します基準点を、

一体どこに置いているのかという抱負

を承りたいと存じます。

○榊田説明員 お答え申し上げます。

私どもの仕事は、ただいま三宅さんが

おつしやいましたように、法律の第一

條にあります通りに、普通の金融機関

から借入れをすることを困難とする方

方に対しまして、小口の事業資金を融

通するのであります。十八條におきま

して、その小口融資とは、独立して事業

を遂行する意思を有し、且つ、適切な

事業計画を持つて、なければならな

い。逆にまた消費的な救済資金の供給

をしてはならない。こういったような

法律上の明文がございまして。碎いて申

しますと私どもはこう考えておりま

す。国から大事な資金をお預かりいた

して、お客の方で活用していただきま

す。お客の方で活用していただきまし

て、その方々の事業の更生なりあるい

は發展なりをはかつていただいで、国

民経済全体の安定復興に役立つように

していただきたい。そのためには結局

法律に書いてありますような、独立し

て事業を営む意思をはつきり持つてお

る、しかも適当な事業計画をお持ちに

なつて、私どものお貸出しをいたしま

したお金を十分に活用せられて、その

方々のなさつておられます事業が維持

できる、またはすく／＼と伸びて行く

ということが、御本人のみならず私ど

もの目からもはつきりと納得が行くと

いうもの、というふうな考え方をいた

しております。そこで結局お客様と私

どもとの間で、ひざ突き合せて御相談

をして、いろいろ御計画を承つたり、

その仕事はどう行くかということをお

客観的に判断をいたす、こういうこと

になるわけであります。言葉をかえて申

しますと、ほかの金融機関はどうか存

じませんが、私どもの貸付というの

は、私どもとお客様との共同事業であ

ります。その目的は、国からお預かり

してあるこれだけの金額を、百パーセ

ントにお客さんに活用していただく、そ

の方法をお客さんと一緒になつて見

つけ出す、そういったような共同事業で

あります。こういった観念で仕事をいた

しております。そこで今度は具体的に

事業計画書等を見せまして、あるいは

現場を拜見いたしました、今まで

にどういふことをしておられたか、そ

れが今後どういふことを、判断させて

いただくことになるわけであります。私

どものお客さんの中には、小口零細企

業も相当にいろいろありますので、現状

におきましては十分な、近代的な帳簿

を持つておられます方にございまして

、大福帳的な帳簿をされておられ

る、こういう方々も——何パーセント

くらいになるかということとははつきり

申し上げられませんが、相当おられ

る。そういう場合におきましても、私ど

もの態度をいたしましては、お客さん

と一緒になつて——調査員等は現実に

一緒になつて貸付対照表をつくつてみ

る。今後はこんなぐあいに貸付対照表

をおつくりになつて、日常の帳簿等に

つきまして、こういうぐあいに整備

されたらどうかというふうなことまで

も、差出がましいようなことになりま

すが御相談をいたしまして、さてその

上で事業をはつきり計数的に分析して

みますと、こういう状況になつてお

きますと、

十一月七日

開議法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

第一類第六号 大蔵委員會議録第十一号 昭和二十六年十一月七日

る。それなら行けましようという場合もありますが、あるいはそれではこういう点がぐあいが悪うございますから、お直しになつたらどうかと、忠告と申すとは何ですが、御相談をいたすようなこともあります。根本的には先ほど申し上げましたように、この大事な資金を百パーセント活用できるような仕方を御相談して見つけ出す、そういう態度でやつております。

○三宅(則)委員 今の總裁の心持はよくわかるわけでありまして、その心持が末端の第一線にまで浸透いたしておりますれば、まず／＼活用度は増すと思うのです。つきましてはこういうことをわれ／＼は思うのです。すべての業態におきまして、半年や一年はうまく行かないというものが多くから、少くとも三箇年くらい過去の業績、もしくは納税の成績等を考慮の中に入れますることも、業の進歩あるいは堅実、あるいは信用等が認識せられるわけでありまして、これは釈迦に説法であります。金を貸す場合、あるいは業体の発展を期する場合におきましては、そういうような過去の実績もしくは業者の信用、あるいは組合の保証、あるいはその他の保証というようになるとも、考慮の中に入れる必要があると思ひますが、これに對してどういふ信用調査なり、あるいは堅実味を根本とせられますか。もう一度承りたいと存じます。

○榊田説明員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたような考え方でいたしておるわけですが、結局今お話がございましたように、新しく事業をお始めになる方は別であります。が、さもない限りにおきましては、今

までどういふふうなお仕事ぶりをしておられたとか、その他そのお方の個人的信用、あるいは法人でありますれば会社そのもの、そういうふうないろいろな点からその方々の信用の調査をいたす、こういうことになるわけでありまして、ただいまおつしやいましたような事例、さらにつけ加えていろいろな各方面から調査をいたしまして、私どもの使命を達成する上に万遺憾ないようになつておるわけであり

○三宅(則)委員 この前の国会でもお伺いしたと思ひますが、こういうものは全国にほしい。各府県に必ずなくてはならぬとわれ／＼は思うわけでありまして、支所のないところは代理店を利用しておると言われましたが、支店と申しますか支所と申しますか、出張所といひますか、所轄の支店が相当できたはずだと思ひます。そこで、今後ともこれをおふやしになりまして、全国的に企業を再建し中小企業者の活路を開いてやりたいと思ひますが、これに對しましての御抱負を承りたいと存じます。

○榊田説明員 お答え申し上げます。ただいまのところは、本所を入れまして直接の業務所が三十八ございます。が、最近のうちにまた一箇所ふえて参ります。これは予算上の制限があるわけでございますが、一昨年六月国民金融公庫として出発いたしました折には、全国に店がわずかに二十でございました。それがこの二年間に大体三十九までふえることになりました。あと十一箇所、法律に、従たる事務所は各府県に一つ、但し、東京都、福岡、北海道については二つ置くことができ

ると書いてありますので、全体を計算してみますと、法律上のマキシマムが五十になります。それは大体昭和二十七年、来年度中にはこの五十の店舗を全部完成いたしたい、さように考えまして、予算上政府御当局に對してこれができるように、ただいまお願いをいたしておるところでございます。

なおまた代理所でございまして、代理所は今度形式がえをいたしました相互銀行それから信用金庫、それからまた信用金庫になりません信用協同組合、そのほか銀行も若干ございまして、現在約四百四十ございまして、これもだんだんとふえて行く現状にございまして、できますれば資金量その他ともならみ合せまして、全国的にまんべんなく直接の店舗なりあるいは代理店なりが行きわたりますように、せつ／＼努力をいたして参ります。また今後ともいたしたいと存じております。

○三宅(則)委員 今までの御説明によつて大分よく承して参つたわけでありまして、われ／＼はやはり今後ともこういうような零細企業者に対しては、あたにかい手を伸ばしてやるという意味合いにおきまして、金融としての資金面におきまして、金融と増徴、増加せしめたい、かようなお願いを持つておるわけでありまして、はなはだ失礼な話であります。が、この調査をいたします人間と申しますか、第一線に活躍いたします者は、上ほど親切な態度をもつて臨まなければならぬと思うわけでありまして、過日も御質問をいたして参るわけでありまして、前に申し込んでから三箇月たつたければイエス、ノーがわからなかつたというお話でありました。しかしこ

のころは一箇月以内に必ずやるといふ、注意と熱意をもつてやつていたきたいと思つておりますが、現状はいかがでありますか。国民は命の綱とも思つております金融公庫に、信頼と敬意を払つておるわけでありまして、これに對する実情をお話願ひたいと思ひます。

○榊田説明員 まことにおつしやつた通りでありまして、できるだけ早く結論が出ますように、それも形式的ではなく、よくお客さんと御相談をして、納得の上でそれができますようにというのを、かね／＼から申しておるものであります。何分にも人手の関係が、予算上その他の制約もありまして、現在では全国で九百三十人であり、ところが他方、申込みの状況は日に増しふえる一方でありまして、現在におきまして月に六千から一万件ぐらゐの申込みがある状況でありまして、過去約二年間の間に受けた申込みが二十万の件を超えております。貸出しをいたしました件数が大体九万件ぐらゐになりました。回収の状況等を入れますと、残高が現在では約六万五千件、こういうふうな状況になつております。それから、貸出しの申込み状況は二十万の件と申しました。が、これは私どもの店舗に對する直接の申込みでありまして、代理所に對する申込みは統計がとつてございせんが、大体八割見当になるかと思ひます。そういういたしますと約四十万の申込みであります。三十七、八万の申込みがあつたと推定してよろしいかと思ひます。かような状況でありまして、何と申しましようか、件数がたいへんに多いということが私どもの仕事の

特徴でございます。ほかの例を申し上げますならば、銀行が七十八行ほどございまして、日本銀行の調査によりますと、その銀行における全国銀行の貸出先、お取引先が八十万件に足りません。一行平均一万件見当というのが現状のように伺つております。それに比較してみますと、先ほど普通小口貸付だけの数字を申し上げたのでございまして、現在その小口貸付だけで全体として約六万五千件、直接扱いとして私どもの本支所においての扱い高が約五万五千件とございまして、こういう状況であります。そのほか更生資金と申しまして、引揚者、職災者その他の方々に對するものを入れますならば、直接、代理を通じて三十万の件があります。これだけの大きな件数を九百三十人の一見当の人間で処理している。もつとも預金とか為替とかいう業務をいたしませんから、その点を差引きますれば、また若干比較が違つて来るかと思ひますけれども、大体こういう状況であります。私ども職員は朝から晩までと申しますか、調査員の状況も、普通の能力の点から考えますと、一日に三件の調査をいたしますのが大体基準ではないかと考えておりますが、平均をとつてみますと、一日に五・七件調査をいたして参ります。夏のごときは日が長いものですから、朝の九時ごろから参ります。日が暮れてからもとつて参る。それから調査報告を書いたりのして一生懸命やつておるのでございまして、これだけの件数でありますので、当初はときには三箇

月くらいかかったことがございます。最近においては大部分が一箇月内外でもつて処理できるところまで、ござつて参つたのであります。それが、それでも全部が全部とまで行かないのは非常に残念に存しております。ことに私の店の店原則として各府県に一つずつということになつております。またないうところもござります。そうしますと、遠隔地からの申込み等が相当ござりますから、とまりがけで出かけるわけでありまして、いろ／＼人手の関係その他からいたしまして、そういう場合に一軒、二軒のためにとまりがけでお伺いするようなこともできません。で、遠隔地のものが二箇月、三箇月かかる、あるいはもつとかかる、そういうような状況が起きますので、まことに残念に存しております。今後できるだけ注意をいたしまして、全部が全部とまでは行きませんが、できる限り一箇月以内にけりをつけるようにやりたいというふうに、全体が念願しております。どうぞひとつ御鞭撻と御了承をお願いいたします。

○三宅(則)委員 今の御説明によりまして、第一線の労苦もよく察するのであります。こういう点は重大でありますから、認識を深めていただきたいと思ひます。一旦申し込んだわけでありまして、業態が悪い、あるいは帳簿が整備されていなくて断られた。しかしその人も泣きの涙で半年なり一年勉強をいたして、相当成績が上つて来る見込みが立つた。こう人に対しては、二へん目に申込み期間をなるべく短縮してやつていただきたいと思ひますが、現状はどうなつておりますか。私どもは、半年くらい過ぎたならば、もう一べん申し込む可能性があると信ずるのであります。国民金融公庫にいたしましては、一べん断つた者に対しては、永久でもありませんまいが、半年か一年あるいは二、三年やらぬという方針か。どういう方針でありますか。なるべく客細なる企業者の味方をいたしまして、その期間を短縮して、再度申し込むことをお許し願ひたいと思ひますが、いかがですか。

○三宅(則)委員 三箇月がいいか六箇月がいいか一年がいいかというところは、私としては申し上げかねるのであります。が、再度申込みになりましたのも、すべて新しいお申込みと同じようにお取扱いいたいと思ひます。お客様の方で最初お申込みになりましたとお断り申し上げましたときに、こういう点をこうしていただければ、また御相談に乗ることができましようと思ひます。三箇月の間にこれだけ立ち直つたという御自信があれば、もちろんお申込みになつてつけようであります。そこら辺はひとつ具体的に……。

○大上委員 一つ二つお尋ねいたします。すでに本年度増資分二十億円を十月までに貸付を終つたので、さらに十億円を増資したいというのが本法案提案の理由であります。そこで御尋ねしたい点は、資金需要とそれから供給源との問題であります。これは政府にお尋ねしますが、なぜこれだけばかりお尋ねしたものを、国民金融公庫の増資についての法案をたひ／＼出すのか。もう少し計画が立たないものであらうか。従つて、この提案理由は大体わかるのですが、見通しをお聞かせ願ひたい。すなわちこの法案を本国会に補正予算に計上してあるのですが、さらにまた次に出るんじゃないやなからうか。そういう場合に、もう少し計画性が持てるものか持てないものかということが一つ。それから本法案を提出するについ

ての、もう少し具体的な、計数的な理由を説明してもらいたいと考えます。○河野(通)政府委員 この点につきましては、前会か前々会であります。ある程度詳細に御説明を申し上げたのであります。今般国民金融公庫の資金を拡充いたしましたのは、補正予算に計上されました。従つて今御審議を願つております増資の十億の問題以外に、国民金融公庫の資金源を拡充いたしますために、いろ／＼な措置をとつて参つております。その第一は、資金運用部資金、その運用計画を補正予算の編成とらばらになつてこれを検討しなからうと、約二十億程度のものを資金運用部から国民金融公庫に貸し付ける。現在まで確定いたしましたもの、この法律が通過された場合の十億、この三十億だけは確定いたしました。そのほかには現在見返り資金から、中小企業のために本年分として四十億程度を予定しております。四十五億程度が今後の見返り資金の運用状況にかんによりましては、若干余裕が残るんじゃないかと考えております。この金額は具体的にはちよつとはつきり申し上げられませんが、これが残る見通しがつきました場合には、これを国民金融公庫への貸付に振りかえるというような措置もいたして参りたい。少くともこの法律が通りますれば、三十億だけは確定いたします。そのほかに、今申し上げました見返り資金から、ある程度のものがこれにつけ加えられますならば、今年度の資金の増加は十分である、ある程度の資金の融通はできるといふふうに考えております。もつとも先般申し上げたのであ

ります。国民金融公庫に対する需要のきわめて旺盛なる時期におきましては、この国民金融公庫の資金源を確保する点は、多々／＼弁ずることだと思ひます。しかしながら、これは資金運用部なりあるいは一般会計なり、財政全体の需要の一環として考えなければなりません。これにはおのずから限度もござりますために、その点から申しますと、決して十分なものとは私ども考えておりませんが、この際の財政全体の立場から申しますと、まずさしあたりこの程度でがまんを願ひたいというふうな気持ちでござります。今申しましたような資金源ができれば、非常に大きな割合でもつて需要に応じ得るとは考えませんが、まず何となく国民金融公庫の資金需要に對して、対応して参ることができるとはならないかと考えておる次第であります。○大上委員 そこで河野さんにもう一点お尋ねしたいのですが、普通銀行は大体資本金の年間の回転率をどの程度にしておるか。それから国民金融公庫の資金の回転率ですが、この法案の提出理由書だけで判じたいとしますと、小口貸付八十二億円、これに対して現行は七十億円の資本でござりますから、大体一割五分、一回転半余り回転しておるわけですが、それとの比較はどうなつておるか、まずその点をお伺ひしたい。○河野(通)政府委員 国民金融公庫の方の資金の回転は、今お話のようなことであらうと思ひます。銀行につきましては、今手元に資料がございせんが、大体三回から四回回転くらいではないかというふうに考えております。○大上委員 そこで今度は柳田さんに

お尋ねしたいのですが、今も局長が説明なされた通り、普通銀行では三回転または四回転ではなからうか。もちろんこれは資料がないので、それで聞きたのですが、そうなりますと、やや運賃の仕方において批判の余地があるのではなからうか。すなわち小口貸付資金においては、もちろんこれは回収不能部分も出て来るかもしれないし、その他いろいろなものも出て来るだろうと思います。あるいは銀行自体によつていろいろな種類があるます。純然たる商業銀行的な点もあるだろうし、あるいは大あくをうんと出すとか、金利の点とか、手形を割引くとか、いろいろ業務方法が違ふと思ひますが、経営方法についてわれ／＼はまだ納得していただきたい、その点をもう少し教えていただきたいと思ひます。

○榊田説明員 お答え申し上げます。今のお尋ねの主たる点は、資金の回転率と申しますか、従つて貸出しの期間の問題が中心だろうと思ひます。私どもにおきましては、大体期間は三年以内におきこめております。三年を越えることはできない。そこで先ほども申し上げたのでありますが、お客様方の資金需要の内容について、ひざを突き合せて御相談をいたすのであります。きわめて短期間、三、四箇月でお済みになる方もありますが、三年一ぱいなければならぬという長期の設備資金、運転資金を御需要になる方も多いためです。簡単に申し上げますと、二、三箇月では返せないが、二、三年なら返せるであろう。またそういった事業計画、そういった仕事をなさつておられる方が、ことに中小企業、零細企業の方々は非常に多いのであ

ります。大体におきまして平均いたしますと、二十箇月から二十五箇月、二年平均ということになります。これを月賦でもつてお返しを願つております。利息の方は、毎月末の残高の月一分一年にいたしまして一割二分に相なりますが、月一分に相当する金額を毎月添えてお返しを願つております。さうであるので、大体資金の回転率は、その見当で御計算ください。すれば、おわかりになると思ひます。

〔奥村委員長代理退席、小山委員長代理看席〕

この長期で貸すというところが、また私どもの一つの特徴であらうかと思ひます。

余談になりますが、お客様方からこういうことを申されます。普通の金融機関の方ではどういたしまして六十日から九十日、長くても百二十日ということにならざるを得ない、もうけは残るが資本が残らぬ。ところが私どもの方からお貸出したいたしたもので残つて、そのまゝ資本になつて残つて、もうけの一部で元利金の返済ができて来る。そういった意味で中小企業、零細企業の方々の将来の見込みがはつきりと立つて、立て直つて行くということ、その点が非常に役に立つておるやうに感じました。私どもとしても非常にうれしく思つておる場合が多いが、御了承願ひたいと思ひます。

○大上委員 そこで最後に一つだけ資料要求をお願いしたいのですが、ただいまの御説明でよくわかりましたが、でき得れば中小企業の種目別と申しますか、鉄鋼関係と幾らとか、電気の下請で幾らとか、造船が幾らとか、海運とか、いろいろあると思ひますが、まず重要産業の十項目だけについての貸付のパーセンテージでつこうでございませうから、全体のこの八十三億円のパーセンテージを後ほど出していただきた。これだけお願いして私の質問を打ち切ります。

○川野委員 常に人格者として御敬愛申し上げております榊田総裁の人格が、第一線にも反映いたしまして、まことに円満な運営をいたしてあります。国民金融公庫について、かれこれの質問をするのはなかつたのであります。しかし先ほど三宅委員の質問に対する答弁の点について、いさゝか実情に沿わない点もございしますので、一、二お尋ね申し上げてみたいと思ひます。二、お尋ね申し上げますのは、先ほどの御答弁によりまして、大体従来は貸出し申込みがあつてから結果をつけるのに三箇月くらいで処理いたしてある、こういうような御答弁があつたのであります。しかし私が承知いたしてありますところでは、実は申込んで八箇月になりまして、まだ調査が未了のところがあるくらいであります。そこでどういうわけかどういふふうな調査が遅延するか。それでいろいろ調査をいたしましたところ、旅費がないからまだ調査が未済である、こういう第一線の方の御返事でありまして、そこで実は公庫にも十分な旅費がないとも考えるのでございしますが、旅費をおわけになる場合におきまして、県の大小といううなことももちろん御考慮になつて、御配分に相なるかと考えるのでございしますが、しかしただいま申しましたように、旅費がないために八箇月も調査

未了になる、こういう県に對しましては、相当旅費の増額をお願いしたい。こう考へておりますが、これについて御答弁をお願いいたします。

○榊田説明員 お答え申し上げます。お話を承りましてたいへん恐縮に存しております。お話の県は、おそらく支所の所在地から非常に離れておるところではないかと存じます。そこで旅費の問題が起上つたのであります。旅費は何分にも経費予算をもつてある程度限定いたされておる、しかも四半期ごとに支出負担行為と申しますか、区切つて支出せねばならぬような状況がありまして、この旅費の点について、は、人手の点と合せまして、常々十分でない、円滑に行かぬので非常に困つております。大体はただいまおつしやいましたような県の大きさでありまして、とか申込みの件数でありまして、とか、その遠近関係その他を考慮して、配付はいたしてあります。何分にもお客様方の需要の状況がそのとき、その地方によりまして、非常にかわつたりして参つておりますので、その点円滑に行かないので、非常に御迷惑をかけておることとございします。先ほど申しましたように、大体は一箇月見当までございしたたいと申し上げたのも、結局は支所の所在地並びにその近傍に関する問題であります。先ほど申し上げましたような遠隔地に關する限りにおきましては、たゞ／＼たいへんに遅れるものもございします。恐縮千万に存じております。その大きな理由がもし旅費にありましますならば、何とかやり繰りをいたしまして、そういった点を正いたしまして、そういった点を正いたしまして、様方の御期待に沿えるやうに、善処いたしたいと存じております。どうぞひとつごかんべんをお願いいたします。

○川野委員 旅費には限度がございしますので、そういう關係でその調査が遅れる。こういう場合に、地方の方で旅費を負担するから、調査に来てもらいたい、こういうような自発的な申込みがあつた場合には、公庫として旅費を受入れて、調査をおやりになるお考えがあるか。その点をお尋ねしたいのであります。

○榊田説明員 お話の点でございしますが、たいへん恐縮でございますが、たいへんありがたいお話だと思ひのでございしますけれども、私どもいたしましては、お貸出しをいたしました金額に一定の割合の利息、現在は年一割二分に當る金額であります。利息をいたします以外には、一銭といえどもお客様方に御迷惑をかけたくな。従ひまして旅費が足りない場合、旅費を負担するから来てくれというお話がございしても、その点はごかんべん願ひたいと思ひます。そこで先ほど申し上げましたやうに、旅費が足りないというふうなことで、調査が遅れまして、御迷惑をかけておるやうなことがございしますれば、何とかやりくりをいたしまして、その支所なりに旅費を増額するという手当を講じまして、できる限り御期待に沿えるやうに処置いたしたいと存じております。御好意はたいへんありがたいのであります。私どもとしてはお受取りいたしかねます。そこはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○川野委員 国民金融公庫ができたというので、日本国民は非常に喜んでお

デマが飛び、今度は正式に申し込んだくらいではとうてい金は貸してもらえないのだ、何としても調査員にとり入らなければならぬ、それについては調査員の宅を訪問するとか、あるいは調査員が来られた場合に適当なおみやげをつけるとか、何かそこを考えなければ、まともに行つては金庫の金は借りられぬ、こういふうわさがしきりに乱れ飛んでいるわけでありました。そこで冒頭に申しましたように申し込んだその後、調査員が行つてその書類を持つて帰られる。それからどういふ徑路をもつて最後にどういふ結論をされるかということについて、率直に伺いたしたいと思います。

○橋田説明員 お答え申し上げます。まずお申込みを受けてから、決定に至るまでの事務的の取運びの状況を御説明申し上げたいと思います。

まず所定の様式の申込書がございますので、それに御書込み願つてお持ち願うわけであります。それから日をきめまして御通知を差上げまして、私どもの店の方にお越しを願う。そのときにはいろいろな参考書類、帳簿等をお持ち願ひまして、そこでまずいろいろ状況を口頭でお伺ひいたします。普通これを面接調査などとしておりますが、耳で聞くわけでありまして、それからまたそこでもつて大体いろいろ御相談申し上げるわけです。それからさらにお貸出しの可能性があるというぐあいにお考へられました件数については、今度さらに進みまして実地調査と申しまして、お宅に伺うとかその事業場に伺ひまして、現実はどういうぐあいに仕事をしておられるかということをお願いいたします。そういったしましてそれ

に報告書その他を書きまして、調査員が大体その申込みについては、あるいは金額、期限その他はどの見当がよろしいかという意見を添えまして、今度は課長と申しますか、地方ならば業務課長でございませう。その手元に出して業務課長から次長へ、次長から所長へというふうに、そこで一応審議して、最後に決定をいたしまして御契約の取運びになる。こういう段取りになっております。そこでただいまのお話であります。私ども国から大事な資金をお預かりいたしております者として、先ほどお話し上げましたように、百パーセントこれを御活用願う方をお客様と共同して発見すると言うと語弊がありますが、そういう気持ちでいたしておるのであります。何さま前前から申し上げております通りに、需要はたいへんなものであります。それに対して二割内外という見当しか、お客様方の期待に応ずるわけには行かない状況でございます。何と申しますか申込みに対してパスする率が、資金の関係その他からいたしまして非常に少ない。そういうつた関係も伴いまして、いろいろなうわさも聞くのであります。私ども全体はかくのごときことではないように、戒心に戒心を重ね自粛に自粛を重ねて、私自身といたしましても、しばしばそれとなくお客様方にお伺いをいたします。どういう調査をしておるか、どんなことをやるかというふうなことも、間接にお伺いいたしたこともございませう。そうやつて注意に注意を重ねておるのでございまして、ただいまおつしやいますように、ごちそうをされるとか、あるいはみやげものをもらうとか、そういうことは

の多いことでありますから、そういうことのないようにお互いに戒め合つて、仕事をいたしておるつもりでございますが、何かまたそういつたようなお話がございましたら、具体的にひとつ御注意くださいますれば、たいへんに責任者としたしまして仕合せかと存じております。おつしやいます点は常々私どもが最も心配いたしておる点でありまして、お互いに戒め合つてお客様方に対して公平に、またできるだけ早く、できるだけ親切にということをもットーにしていましておるようなわけでございます。

○内藤友二委員 先ほどから川野さんその他からお話がありまして、大体わかつたのでありますが、実は私どもも国民金融公庫というものは、一部の人のだけの利用でありまして、国民全体から見ますと、まことに縁の遠いものになつておるということは、私ども実はよくわかるのであります。それは私は仕組みの問題が根本的にあるのではないかと思うのであります。なるほど先ほどお話のように、九百人何がしの人でおやりになつておるのでありますから、とうていこれだけの方で三十七万件を扱うなどということは、それはなか／＼たいへんなことはわかるのであります。従つて私はもう少し国民金融公庫の仕組みを、よく考えなさることが必要ではないかと思つておるのであります。公庫の出張所を各県におつくりなさることも、それはよいと思ひますが、しかしこれには経費の伴うことでありますから、なか／＼思うようにには行かないと思うのであります。そこで相当信用のある金融機関に

代理業務を行へるものと云ふことがよいのではない。ある程度その代理業務を行つた店にも責任を負わしてやつて行くということになりますれば、回収も割合によくなくなり、従つて利用率も普遍化するということになるのではないかと云ふのであります。そこでお尋ねしたいのは、代理業務をおやりなさる何か基準があるうかと思ひますが、それがどういふようなことになつておりますか。それをひとつお聞かせいただきたいと思ふ。

○柳田説明員 私どもの代理所は、現在は先ほども申し上げましたように、相互銀行、信用金庫、信用組合、それから若干の銀行がございます。大体四百四十くらい全国にあるかと存じます。もちろんその各金融機関の信用状態、あるいは——これは庶民金庫時代から、ずっと引続き私どもの仕事の代理をお願いしておりますところが多いのであります。その過去のいろいろ／＼な実績と申しますか、そういうたようなことを考へて、うちの仕事をお願いいたしてあります代理の方に對しましては、今までの資金の配分でありましてが、当初は直接お申込みの方が非常に多く、また資金量が少なかつた関係もありまして、大体新規資金の二割見当しか代理所の方にまわすことができなかった状況でありましたが、最近では資金量もふえまして、またできる限り全国的に配分いたしたいという考えからいたしまして、代理の方に對しまする資金の割当も増額いたして参つております。本年度に入りましては大体三割三分、三分の一見当を代理所の方にまわしてあります。今後の分はおそらく四割見当を代理所の方に資金とし

てまわすことができるのではないか。できる限り代理所を活用することは、御説の通りできるだけ今後とも努めて参るつもりであります。

○内藤(友)委員 私が尋ねましたのは、代理所をおつくりなさるのに何か基準があるかと思うのであります。その基準をどういうところに置いていらつしやるのか、それをお聞きしたい。

○楠田説明員 大体この代理契約は私どもの方でいたしまして、それから大蔵省の認可を必要とすることになっておりますが、地方々々によつて異なるのであります。預金貸出しの量とか現在の活動の状況をよく拜見していただいて、代理契約を結んでおりますが、一応の基準は、信用組合にいたしますと、たしか預金が五千万円程度ありますところ、そういうたつたところ、それを公正に貸出しの方で運用をなさつていらつしやるようなところが、一応の基準になつておるかと思ひたいしてあります。地方によりましては、預金が五千万円にもならないけれども、その地方にはその組合しかなくて、ほかに信用金庫機関がないというふうな場合には、特別な例外としてそれより少い場合におきまして、その地方の方の御便宜をはかる意味で、代理契約を結んだところもあつたかと思ひますが、大体預金五千万円程度の規模を持つておるとおるというのを、一応の基準としておるように記憶しておきます。

○内藤(友)委員 それでは銀行局長にお尋ねしたいと思ひますが、今五千万円の預金ということを経営がお話になつたんですが、こういうことに合理性

が欠けておるのではないかと思う。むしろ私は地域的に見まして、かりにその信用組合なり信用金庫なりが——信用金庫は今度ものさばりますからこれにかわりますけれども、そうでないところはそれ以下でありまして、その附近にはこういう仕事をやるものがない、またどこかの支店のあるところまで出かけるのにも非常に距離があるというところは、地域的に考えて代理所を置くというふうなことをお考えなさることが、必要ではないかと思ひます。預金の金額ばかりに拘泥するといふことは、これが全国平均に渡らないといふうらみが生じて来るのではないかとおもうのであります。もし大蔵省が五千万円以上の預金のあるところと一いつお決めなさることをお考えかどううか。それをお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 お話の点はたゞいま楠田総裁からお話し上げましたようなことで、大体の基準は今お話のように五千万円程度の預金ということにいたしておられます。しかしそれで例外を全然認めないということではございませぬので、比較的弾力性を持つて考へております。その考へる場合には、お話のようにその地域においてほかに適當な、代理をしてもらうような金融機関がないというふうな場合も一つでありましよう。ただしかしこの場合には、政府資金をもとにした国民金融公庫の資金でありますから、これが適當に確実に運用されることが、確保されなければならぬという点がござい

ますので、ただその地方に金融機関がないから、どんな規模の、またどんな内容の、あるいはどんな経営ぶりの金融機関でもよろしいというわけには参りませぬ。個々に判断いたしました。政府資金を代理して運用していただくだけの資格のあるものでなければならぬと思ひます。従ひまして個々の問題についてはそれらの経営ぶり、資産内容等について十分検討を加えなければならぬかと思ひますが、必ずしも先ほど楠田総裁が申された通り、五千万円以上のものでなければ絶対にいかぬといふような方針はとつておりませぬ。現に相当それ以下のものでも代理所を認めたものもあるわけでありませぬ。具体的問題として処理して参りたい、かように考へておる次第であります。

○深澤委員 国民金融公庫について銀行局長にひとつ伺ひたいのであります。政府は金融問題については大體重点金融を強調されておるに拜見するのであります。さらに金融の引締めという方向に移つております。そのために中小以下の業務をいたしましては、想像以上に金詰まりがひどくなつて来る。特に私は年末金融に際しましては、中小企業以下の金詰まり状態といふものは、非常に深刻な状態になるのではないかと考へております。そこで私は国民金融公庫の受持つ役割と考へております。ところがどうも国民金融公庫の運営を見ますと、私は政府自体がどうせ始めたんだからまあぼつ／＼やつて行つたらいいだろう、積極的にひとつ一番金詰まりのしわ寄せになるところの一般中小企業以下の業者に対して、何らか積極的な手を延ばしてやろうという積極性がなくて、とにかくやつておるのだから、どうや

ら現状維持程度にひとつやつて行こうじやないかという方針が、われ／＼にはうかがわれるのであります。従つてもつと積極的なやらなければ、今日の事態に対する国民金融公庫の使命といふものが果されないと考へております。その根本的な方針をひとつ私は政府からお聞きしたいのであります。

○河野(通)政府委員 この点はたびたび私からこの委員会でも申し上げたとおるものであります。中小企業、ことに国民金融公庫が対象をいたしてあります。現在の状況から見まして、極力これが疏通について考へて参らなければならぬといふふうに考へておるのであります。中小金融につきましては、一般的な金融の引締めという、言葉は非常に悪いのであります。インフレーションを抑へて行きますために、資金の効率的な使用といふことについて、私どもは今後も一層この点に重点を置いて参りたいと考へておりますけれども、それがために中小企業にまでそのしわが及ぶことは、極力緩和して参りたいという努力はいたしておるつもりであります。先月二十日に私も金融機関に対して、いろいろ金融の抑制について通達を出したのであります。このうちでも中小企業については特に例外的な措置をとるようになつておることを、はつきり申しておるわけでありませぬ。方針をいたしましては中小金融の特殊性、及び現下の状況から見ても重要な問題でありますので、この点の金融の疏通については、今後といへども一層努力をして参りたい、かように考へております。

源の拡充の点につきまして、あるいはこれでは十分ではないかという御意見かと思ひます。この点はたびたび私から申し上げておりますように、決して十分とは思つておりませぬ。もつともこの法案として提案されております十億の出資金の増加以外に、国民金融公庫の資金源の拡充をいたしましては、資金運用部から近く二十億はなるべくすみやかに貸出しをいたしたいと思つておりますが、そのほかに先ほど申し上げたのであります。見返り資金からの中小企業に対する融資のわくのうち、これが程度残る見通しが出ました場合には、これを国民金融公庫の資金源の拡充に充てたいという方針で、目下検討を加えておるわけでありませぬ。できるだけ国民金融公庫の資金源を拡充いたしたいと思ひます。ただ何分にも政府資金、財政資金がもとになつておりますので、一般の財政需要が非常に大きいたしましては、今申し上げましたような程度でがまんするよりしようがない。できれば、できるだけ多額のものを国民金融公庫の資金源として、注入するところがいいと思ひます。けれども、財政需要全体の立場から、この際としてはこの程度でがまんでおるにいたかなければならぬ、こういうこととであります。御了承をいただきたいと思ひます。

○深澤委員 そこでそういう御考慮を払つておられるとすれば、問題になるのは、どうも今までのやり方が大都市中心に傾いていて、全国にまだ国民

金融公庫の支所等を設置されない県が大部分あるのでありますが、これらの県に対して、来年度あたりから全部に支所を設けるといふような方針を考へられておるかどうか、その点をひとつ……。

○河野(通)政府委員 この点も先ほど楠田国民金融公庫の總裁から話があつたのであります。支所につきましては、本年度においてもさらに二箇所程度を増設したいと思ひます。法律の許します限度において、できるだけすみやかに充実はかりたいというつもりでありますが、国民金融公庫の活動は必ずしも支所を通じてのみではないのであります。全国に現在四百箇所以上の代理所というものがございまして、これは相当地方の末端まで分散をされておるはずであります。具体的に個々の事情で、あるいはこの地方にはなければ困るじやないかという問題は、先ほど内藤さんからもお話がありましたように、いろいろ具体的な問題としてはあるかと思ひますが、支所だけで国民金融公庫は活動いたしておるものではなくして、代理所を通じて相当な面の活動をいたしているわけでありまして、現在、先ほど申し上げましたように、四百箇所以上のものがございまして、さらに必要ならどこにつきましても今後考へて参りたい、かように考へておる次第であります。

○深澤委員 そこで楠田總裁の分野だと思ひますからお伺ひいたしますが、支所がある県に対する資金量と、それからない県に対する資金量とは、おのずから差別があると私は聞いておるのでありますが、大体資金の配分を各県

各県の事情によつて配分するの、あるいは支所があるなしによつて配分するの、そういう点についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○楠田説明員 資金の配分でありまして、結局各県を中心としたしまして、その地方々々の資金需要が過去においてどの程度、また今後三箇月あるいは半年の間にどの程度というふうなことを勘案いたしまして、配分いたしておるわけでありまして、結局は支所なりあるいは代理所なりからの見込みというものが、一応は第一の資料になりまして、それから各地方におきます大さき、あるいは中小企業、布存の状況、そういったことを考へて配分をいたしておるような状況であります。

○深澤委員 それでお伺ひいたしますが、現在支所のない県は何県になつておりますか、具体的にひとつ伺ひたい。

○楠田説明員 北の方から申しますと、岩手県、それから栃木県、千葉県は千葉に最近のうちにございまして、現在千葉県がございまして、それから山梨県、富山県、福井県、岐阜県、徳島県、大抵その程度であります。佐賀には最近十一月一日から店を開きまして、西の方は大体できております。

○深澤委員 私も大体は承知しておつたのですが、どうも中小企業地帯の多いところへはこの支所が設置されずに、割合産業活動等が大産業などの影響を受けて非常に盛んなところへは、支所を設けているという傾向が強いと私は思ひます。国民金融公庫がもう少し中小企業を育成する、あるいは助けに行くという任務を果たすためには、割

合に恵まれない中小企業地帯にこそ、重点を置かなければならぬと私は考へます。先ほど銀行局長は、支所があるなしにかかわらず、資金の配分はやるのだとお考えのようでありまして、が、事実上は支所のないところと支所のあるところとは、非常に資金量が違つて参ります。代理所の扱う資金量というものは、おのずからわくがあるように聞いております。従つて私が具体的にお伺ひしたいことは、支所がある場合には、その支所に対する資金量がどのくらいという割合があるか。代理所は大体一箇所の代理所に対して、どのくらいの資金量が割当てられるのか。こういう標準があるように考へておるのでありますが、そういう点はないのであります。あるのです。

○楠田説明員 お答え申し上げます。

一、支所にこれだけ、一代理所にこれだけという特別な基準というものはございせん。その地方の需要の状況等を勘案いたしまして、それからこちらの全体の資金というものをにらみ合せまして適宜にその都度配分いたしておるような状況であります。全体的に申しますと、先ほど申し上げましたように、当初は資金が非常に手薄でありました関係から、代理所の方にまわした資金が、全体の二割見当にとどまざるを得なかつたのであります。それを逐次ふやして参りまして、現在では三分の一見当は代理所にまわして、今後は四割見当まではまわせるように、そこまでは持つて参りたい。今度御増資をいただきますと、十二月に資金量がふえますれば、その際は四割見当までは代理所にまわしたい。そういう大

きな目安を立てております。一代理所、一代理所にどのくらいということ、は、具体的に勘案いたしておりませんので、これだけでなければならぬという抽象的な形式的な基準は、別に設けてありません。

○深澤委員 そこで資金の需要量というものを、どういう基準でお考へになつておるのか。その点にはなはだわれわれは理解に苦しむのですが、一般の産業状況とか、あるいは今までの金融機関の活動の実績というふうなものが、その基準になるものであります。あるいは国民金融公庫としての独自の立場から考へられておるのか。そういう点の基準は一体どこにあるのですか。

○楠田説明員 一等的確にわかりません。過去半年なりその間に、どれだけの窓口にお申込みになつたか、あるいは御相談にお越しになつたかというのが一つの目安になります。そのほかには、ただいまおつしやいましたその地方の産業状況、あるいは中小企業の数でありますとか、広さでありますとか、そういったようなものをいろいろ広範囲に考へ合せて、一つの結論と申しますか、一応の目安を具体的に立てて、配分をいたしておる次第でございます。

○深澤委員 そこで私は、どうもやはり国民金融公庫の存在、それからその運用というふうなものを知らない人々が非常にたくさんあると思う。たとへば信用組合なり、あるいは無盡金社なりの代理所というものが、その国民金融公庫というものの存在を一般国民に知らせるということは、ほとんどやつていない。むしろ自分の事業と折合わして、その事業を活用しておるとい

向きが、私は非常に多いと思う。従つて国民金融公庫の利用の範囲というものは、地方に参りますとおのずから限定されておると思うのです。そういうような観点から、單に私は窓口に対する需要量というものをから算定するといふことは、ちよつと的確に事情をおつかみになれないのではないかと考へるのです。銀行なんかに関係し、あるいはその他の金融機関に關係する人々や、今までの従来の実績をもつて、どうやら金融機関と結合してやつて行けるのであります。問題は金融機関から切り離された、あるいは金融機関に行つても相手にされない人々こそ、私は国民金融公庫が救ひ上げてやらなくてはならぬ層であると思ひます。そこを今深刻な金詰まりの状態、あるいは資金難の状態が起きているのであります。それに對して手を差延べるといふお考へはないのかあるのか。そこに私は一番重点があるのではないかと考へるわけですが、その点はいかがでありますか。

○楠田説明員 おつしやる通りであります。また国民金融公庫がどういふ仕事をしておるかということ、御存じにならないような地方その他もあるいはあるかと存じます。その点につきまして、各支所においてはこんなことも実は実行いたしております。各市町村の商工会というものがございまして、それからもちろん県庁あるいは市町村の役場の方々に、しばしば出張をいたしまして、その地方の状況を伺ひ、またこちらの内容も御説明申し上げ、だん／＼それが広がつて来ておるやに考へるのであります。何さま、まだ人手の関係もあり、また時日も浅い

ことでありますので、全国的に十分に私どもの仕事の内容がわかつておるところまでは、あるいは行つていないのではないかと、そういった点も考え合せて、実は先ほど申し上げましたように、第一には支所なり代理所なりに参ります。今までの申込みの状況なり、御相談を受けます状況なりが、計数的には、一つの資料にはなるのであります。ただそれを、具なり市町村なり、あるいはその地方の経済団体なりその他の意向などを比べ合せて、いろいろ調整をいたしまして、資金の配分がまんべんなく行きますように、できる限りの努力をいたしておるつもりであります。自然まだ不行届きの点も多いかと存じまして、その点はいろいろ御指導なりお話によりまして、いかようにでも改めて行きたいというのが私どもの考えでございます。どうぞひとつ御了承願いたいと思ひます。

○深澤委員 私どもが四国を調査いたしましたときに、金融公庫の末端で働いておる方々の意見も十分拜聴いたしました。その非常に深くましい努力に對して、われ／＼は感激したのであります。たとへて申しますれば、各金融機関の給与ベース等は非常によいのであります。ところが政府機関である国民金融公庫はおのずから制限がございまして、とてもおつき合いができないというふうな悲鳴も、われ／＼は各責任者から聞いております。そうしてまた人手の足りないということについても、非常に努力されているようでありまして、その涙ぐましい努力に對してわれ／＼は非常に感激したのであります。そこで私お伺いしたいのは、今度の政府の行政整理の対象として、国民

金融公庫はその対象になつておるかおらないか。私まだその点よく承知しないのですが、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫の人員の充実が必要でありますことは、先ほど来お話のありました通りであります。今般の政府機関の行政整理の対象としたしましては、国民金融公庫といふものの特長を性質から見まして、これを除外しております。むしろある程度の増員を予定いたしております。

○吉米地(英)委員 ちよつと簡単な質問をいたしたいと思ひます。

現在の日本は物価高で非常に困つておる。これが国際水準を抜いておるといふようなところから、輸出貿易も行き詰まつておる。国内の物価高のため生活が圧迫されて、ストライキが各方面に起つておる。しかばその物価高の原因は一体どこにあるのかと考へてみますと、それは中小企業の金融の逼迫であると思はれておるのであります。そこでこの中小企業の金融を緩和しなければ日本の物価を押さへることができず、輸出の振興もできないで、インフレ傾向をますます増して行くと思はれておる。この中小企業の金融難を打開する道は、私はまず重要なものが二つあると思つております。その一つは、国民金融公庫のようなどころで資金をできるだけ今後継続して増額して、これを中小企業にまわす。またこのまわす金額を現在よりも少し広げて行くということが、必要ではないかと思つております。この物価高と抽象的に言ひましてはわかりにくいので、著しい例をとつてみ

れば、造船であると思つてあります。この造船の船の値段が非常に高いという原因はどこにあるかというところの下請工場等の中小企業が三百以上もある。これが金融難のために、やみの金を使う。高金利のものを借り、そのために下請工場の生産品が非常に値が高くなつて、これが結局で上つた船のコストを非常に高めておるのが事実であります。政府でこの増産奨励のために各方面で金融を考へておりますが、これが大体四期にわかれて船会社に渡される。船会社から造船会社へ四期にわたつて支払う。ところがこの造船会社は金融難であり過去の負債があるために、この金をあためたためしまつて、三箇月、場合によつては六箇月の手形で中小企業者の下請人にやつておる。そこで最末端の中小企業者は、その手形をもちつておるけれども金融はできない。できないから高い金利のものを借りて、コストを上げて、造船会社に物を納めるといふことになつておるのであります。こういうことを打開するためには、政府が四期に出してゐるものをまとめて一期に出す。三十億なら三十億を一期に出すというふうなことが非常に有効であります。同時にそういうことをすると、インフレをおおるといふ結果にもなるのであります。それから、その辺の調節は相当むずかしいと思ひますが、少くともこれを四期にわけないで、二期くらいにわけ、ゆたかに船会社が造船会社に支払い、造船会社がこれをあたためたために、末端に流すということになつて行けばいいのであります。この方法については造船会社から、それでは過去の負債が返せないから困るというふう

な、苦情も出るかもしれませんけれども、この辺を政府が取締りをし、また調節をして行くことがいいのであると思ひます。ただいま申しました二つの案、一つは国民金融公庫に對して、將來政府はまだ増資する。先ほど増資したいというお話はありましたけれども、そういうふうな計画を持つておられるかどうか、これが一つ。もう一つは、先ほど申しましたように、大企業から小企業に流れて行く金融を、もう少しくふうする意圖を持つておられるかどうか。これを銀行局長からお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お話の第一点であります。国民金融公庫の資金源を拡充して参りますために、今後努力をいたして参りたいということは、私から実はたび／＼申しておるわけでありまして、ただ問題は、国民金融公庫の出資、つまり一般会計から出資いたします金額だけでなくて、あるいは資金運用部資金でありますとか、あるいは見返り資金でありますとか、これらはとにかく形はいかようにもあれ、国民金融公庫が運用し得る資金を拡充して行くといふことで考へて参ればいいのではないかと、そういう観点から從來も努力をいたして参りましたし、今後においても、この点については十分努力をいたして参りたいと思つておる次第であります。ただこの際、さらに今後幾ら増資をするとか、あるいは資金運用部から幾らいつ出すかという点につきましては、先ほど来申し上げました、現在きまつております以外のことにつきましては、はつきりした具體的な数字を申し上げることはまだできない段階にあります。はなはだ残念

でございますけれども、御了承いただきたいと思います。

それから第三点の、下請と大企業との間の金融のつながりの問題であります。これは吉米地さんも今御指摘のようになか／＼むずかしい問題であります。金融全体が非常にゆるやかに行つておりました時分におきましては、下請と大企業との間の金融といふものも、今お話のように、手形を通じて相当円滑に進んでおつたのであります。現在におきましては、日本経済の持つておる資金全体が非常に不足いたしておるという関係から、大企業自体においても、金の使ひ方はいろいろありますが、金融については相當きゆう／＼になつておる。今御指摘のやうに、むしろ大企業が下請に對して手形を出すといふのは、実はまだいい方なのであります。手形を出さないで、何といひますか、支払いを延ばしておるといふやうなものも相當あるようであります。私どももいたしましては、この問題については、今お話のありましたやうな、大企業から中小企業に對しては、手形をとにかく渡すという段階だけでは、ただただ進行するやうなといふことで指導いたして参ります。日本銀行總裁の方もそういう考え方です。その上でさらに手形を書いて、その手形が金融の対象にならないという問題も実はあるわけでありまして、これはそれから先はやはり一般の金融なり、信用力の問題になつて参りますので、中小金融に對する一般の問題として考へて参らなければならぬ。現在のところでは、手形が書かれるならば、それはある程度割れて行くとい

うことも聞いております。手形が書かれたときは、日本銀行としても、これを対象として取扱つて行つてゐる事例も相当あるようであります。何さま金融全体がなか／＼きゆうくつな状態にありますが、手形を渡されたからといって、それがそのまま右から左へ金融がつくというところは、なか／＼困難なような状態にあるわけでありまして、中小企業がごとくそういう関係からしわが寄つて、金融の圧迫がますます／＼中小企業に寄つて来るという点は、できるだけ緩和して参りたいということ、今後努力をいたして参りたいと思ひます。金融債に対しても、私どもとしては中小企業に対する金融に、極力重点を置いて指導して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○吉米地(英)委員 よく了解できましたが、先ほど申しましたように、最近一度に多くの金額を造船会社に渡すというところは、インフレのおそれもありますけれども、これをやらなければ、どうも中小企業になか／＼流れて行かぬと思ひますが、それをどのくらい多く渡すかというところは、銀行局として十分お考えだらうと思ひますが、その点はそういうふうなことにしております。はからいができるのでありまして、うか。ちよつとそれだけお伺ひいたします。

○河野(通)政府委員 先ほどお尋ねの点、お答えを漏らしましてはなはだ申訳ありません。今お話の点は、おそれく見返り資金から政府が造船に対して出してあります資金の出し方の問題ではないかと思ひますが、見返り資金につきましては、御承知のように特殊な

性質の資金でもございまして、これが資金の解除につきましては、現在のところ総司令部の具体的な承認を個々に受けて、実はやつておるわけでありまして、そういう関係でいろいろな点で、資金の放出が時期的にあるいは分量的に片寄つたり、あるいは間が延びたりするやうな点が事実としてあらうかと思ひます。これらの点は極力実情に即したように、円滑なる措置をとるやうに今後努力をいたしたいと思ひます。ただ現実には、政府だけの判断なりあるいは処置で解決つかない問題もありまして、これらの点をよく関係方面とも折衝の上、御期待に沿うやうに努力をいたします。

○内藤(友)委員 資料を願ひたいのですが、それは都道府県別の支所の設置してあります代理店の数、それから都道府県別の最近の残高——と申しますのは、深澤君が今尋ねましたように、支所とかなんとか、窓口のないところはどういうふうになつてゐるかということを見たいので、その資料をいただきたい。

○小山委員長代理 午前中はこの程度で休憩いたしまして、午後は一時半から再開いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時三十四分開議

○西村(直)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を継続いたします。ほかに質疑はございせんか。

○佐久間委員 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する

法律案につきましては、すでに質疑も盡されたと思われまゝです。この際、本案につきましては質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決に入られんことを望みます。

○西村(直)委員長代理 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村(直)委員長代理 御異議なしと認めまして、本案につきましては質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○西村(直)委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

○西村(直)委員長代理 次に、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についてはすでに質疑打ち切りとなつております。これより討論に入ります。

○佐久間委員 ただいま議題となりました日本輸出銀行法の一部を改正する法律案につきましては、すでに質疑打ち切りとなつておりますので、討論を省略し、ただちに採決に入られんことを望みます。

○西村(直)委員長代理 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村(直)委員長代理 御異議なしと認めまして、本案につきましては討論を省略し、ただちに採決に入ります。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○西村(直)委員長代理 起立多数。よつて本案は原案のごとく可決いたしました。

ただいま可決せられました二法案に關します報告書の件につきましては、委員長に御一任願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

〔参照〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月十三日印刷

昭和二十六年十一月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所